

民泊に対する地域の現状に応じて運用できる法制化を早期に求める意見書の提出について

民泊に対する地域の現状に応じて運用できる法制化を早期に求める意見書を次のとおり提出する。

平成28年6月3日提出

提出者 市議員 井上 与一郎 ほか48名
自民党市議団、公明党市議団、
民進党市議団、京都維新の会市議団、
京都党市議団、無所属(大西)、
無所属(伊藤)

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣(規制改革) 宛て

京都市会議長名

民泊に対する地域の現状に応じて運用できる法制化を早期に求める意見書

昨今の国内外からの観光客増に伴い、いわゆる民泊についての課題が取り沙汰されている。

京都市において、平成26年には、約5,564万人の観光客が訪れ、また、宿泊客も増加し、平成27年には、平均客室稼働率が、ホテルは88.9パーセント、旅館は70.1パーセントであり、宿泊施設不足は深刻な問題となっている。それに伴い、多様な宿泊ニーズに対応するため、民泊が増加し、許可を得て地域と良好な関係で営業するものがある一方、無許可あるいは地域とトラブルを起こす業者が後を絶たず、市民から騒音やゴミの苦情、火災の不安等が多く寄せられるようになった。

民泊については、これまでに、政府の規制改革会議で、規制の見直しや緩和策が検討されてきた。この中で、現行法では営業が認められていない住居専用地域でも可能にする方向で検討が進められている。また、この新たな枠組で提供されるものは、住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度にするとされている。

よって国におかれては、法制化に当たり、下記のとおり取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 民泊について、ホテル・旅館に準じたルールを設け、例えば、所在地の経営者が特定できる状況としたうえで、公衆衛生、防火・防災や防犯など管理責任の点で明確なルールを設けるとともに、その厳守を徹底させる策を盛り込むこと。
- 2 地域住民の安心安全な生活環境を守り、社会不安が生じないように、地域の現状に応じて運用できる法制化を早期に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。